

議案第47号

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

（要保護世帯等に係る保育料）

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、幼児の属する世帯に子ども・子育て
支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護
者等がいる場合であって、当該世帯の所得割課税額（当該世帯に属する者につ
いての子供園を利用した月の属する年度（子供園を利用した月が4月から8月
までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）
の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民
税」という。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328
条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額（規
則で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算し
た額とする。）を合算した額をいう。以下同じ。）が規則で定める額以下であ
るときの当該幼児に係る保育料（一時保育の保育料を除く。次条において同
じ。）の額は、規則で定めるところによる。

（多子世帯に係る保育料）

第5条の3 第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、幼児の属する世帯に規
則で定める児童がいる場合の当該幼児に係る保育料の額は、規則で定めるとこ
ろによる。

2 第5条第1項、前条及び前項の規定にかかわらず、幼児の属する世帯が規則
で定める世帯である場合であつて、当該世帯に規則で定める者がいるときの当
該幼児に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

別表第2(1)中「受けている世帯及び」を「受けている世帯若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1項に規定する里親若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長である世帯(以下「里親世帯等」という。))」を加え、「区市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「区市町村民税均等割のみ課税世帯」を「市町村民税均等割のみ課税世帯」に、「区市町村民税所得割課税世帯」を「市町村民税所得割課税世帯」に改め、同表(1)備考1(1)中「(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))」を削り、同表(1)備考1(2)中「所得によって課する市町村民税」を「所得割」に改め、同表(1)備考1(4)を削り、同表(2)中「被保護世帯等」の次に「又は里親世帯等」を加え、「区市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「区市町村民税均等割のみ課税世帯」を「市町村民税均等割のみ課税世帯」に、「区市町村民税所得割課税世帯」を「市町村民税所得割課税世帯」に改める。

第2条 杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(要保護世帯等に係る保育料)

第3条の2 前条第2項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯に子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第4項に規定する要保護者等がいる場合であつて、当該世帯の所得割課税額(当該世帯に属する者についての特定教育・保育等のあつた月の属する年度(特定教育・保育等のあつた月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。))の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。))の額(規則で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))を合算し

た額をいう。以下同じ。)が規則で定める額以下であるときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

第4条中「前条第2項」を「第3条第2項及び前条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第2項、前条及び前項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯が規則で定める世帯である場合であって、当該世帯に規則で定める者がいるときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

第5条中「前2条」を「前3条」に改める。

別表第1中「受けている世帯及び」を「受けている世帯若しくは」に改め、「被保護世帯等」という。)の次に「又は支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1項に規定する里親若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長である世帯(以下「里親世帯等」という。)」を加え、「区市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「区市町村民税均等割のみ課税世帯」を「市町村民税均等割のみ課税世帯」に、「区市町村民税所得割課税世帯」を「市町村民税所得割課税世帯」に改め、同表備考1(3)中「(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))」を削り、同表備考1(4)中「所得によって課する市町村民税」を「所得割」に改め、同表備考1(6)を削る。

別表第2中「被保護世帯等」の次に「又は里親世帯等」を加え、「区市町村民税非課税世帯」を「市町村民税非課税世帯」に、「区市町村民税均等割のみ課税世帯」を「市町村民税均等割のみ課税世帯」に、「区市町村民税所得割課税世帯」を「市町村民税所得割課税世帯」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の杉並区立子供園条例(以下「新子供園条例」という。)第5条の2及び第5条の3の規定並びに第2条の規定による改正後の杉並区保育料等に関する条例(以下「新保育料等条例」という。)第3条の2及び第4条第2項の規定は、平成28年4月1日か

ら適用する。

- 2 新子供園条例第5条の2及び第5条の3の規定は、平成28年4月以後の月分の保育料について適用する。
- 3 新保育料等条例第3条の2及び第4条第2項の規定は、平成28年4月以後の月分の保育料について適用する。

(提案理由)

低所得のひとり親世帯等に係る保育料の特例を設ける等の必要がある。

杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区保育料等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>（要保護世帯等に係る保育料）</u></p>	
<p><u>第3条の2 前条第2項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯に子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等がいる場合であって、当該世帯の所得割課税額（当該世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額（規則で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。以下同じ。）が規則で定める額</u></p>	

以下であるときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

(多子世帯に係る保育料)

第4条 第3条第2項及び前条の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯に規則で定める子どもがいる場合の当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

2 第3条第2項、前条及び前項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯が規則で定める世帯である場合であって、当該世帯に規則で定める者がいるときの当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

(区立子供園に係る保育料)

第5条 前3条の規定にかかわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける支給認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。

(多子世帯に係る保育料)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、特定教育・保育等を受ける支給認定子どもの属する世帯に規則で定める子どもがいる場合の当該支給認定子どもに係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

(区立子供園に係る保育料)

第5条 前2条の規定にかかわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける支給認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。